

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年1月5日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	東京都	
3. 市区町村名	中央区	
4. 届出番号	16	
5. 独自利用事務の事例番号	9-1	
6. 独自利用事務の対象者	子ども	
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	令和5年10月13日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	6	
10. 保護評価書の名称	児童福祉関係事務	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E4%B8%AD%E5%A4%AE%E5%8C%BA&ev_name=%E5%85%90%E7%AB%A5%E7%A6%8F%E7%A5%89&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=11&opn_date_from_day=9&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=2&opn_date_to_day=9&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係		▼

執行機関名 中央区長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	中央区子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年9月中央区条例第27号)による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		中央区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月中央区条例第37号)別表第一 第1の4の項 中央区子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年9月中央区条例第27号)による医療費の助成に関する事務であって区規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法第1条	中央区子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年9月中央区条例第27号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て(児童)は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その(心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られる)ことその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、(子ども)の(健全な育成及び保健の向上に寄与する)とともに、児童福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		中央区子どもの医療費の助成に関する条例(平成5年9月中央区条例第27号) 中央区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則(平成5年12月中央区規則第57号)